

渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付要綱

令和8年7月17日 制 定

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく特定相談支援事業者及び一般相談支援事業者が実施する、渋谷区（以下「区」という。）が支援の実施主体となる障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）の障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行に向けた調整等を行う取組に関し、区が当該取組に要する経費の一部を補助することにより、障がい者等の地域への移行を促進することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 特定相談連携機能強化支援事業

障がい者等の地域移行を促進するため、特定相談支援事業者が地域移行に向けた具体的な調整等を行うもの

(2) 一般相談連携機能強化支援事業

障がい者等の地域移行を促進するため、一般相談支援事業者が地域移行に向けた具体的な調整等を行うもの

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1の第1欄に定める事業区分ごとに同表の第2欄に定める法に基づく障害福祉サービス相談支援を提供する事業所を運営する法人とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、補助対象者が実施する別表第2及び別表第3の第1欄に掲げる経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表第2及び別表第3の第2欄に定める補助基準額により算定した額と、前条の規定による補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを各々比較して各々いずれか少ない額を選定し、区の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付が適当と認めた場合は渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付決定に当たって、条件を付することができる。

(補助金の変更申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後、事情の変更により決定を受けた内容を変更しようとする場合は、渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(補助金の変更交付決定等)

第9条 区長は、前条の規定による変更の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金を変更交付することが適当と認めた場合は渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の変更交付決定に当たって、条件を付することができる。

(承認事項)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微なものを除く。）。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第11条 第7条及び第9条の規定により補助金の交付決定及び変更交付決定を受けた補助事業者は、区長が指定する期日までに渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正に執行されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により、補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付請求書（別記第7号様式）により、区長に補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、当該補助事業者に対し、速やかに補助金を交付する。

(決定の取消し)

第14条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(延滞金)

第16条 補助事業者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の

計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第17条 区長は、補助事業者が当該補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助金に係る収支状況を記載した帳簿その他の関係書類を整理し、当該事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、福祉部長が定める。

附 則 (令和8年7月17日区長決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表第 1

1 事業区分	2 相談支援
(1) 特定相談連携機能強化支援事業	計画相談支援
(2) 一般相談連携機能強化支援事業	地域移行支援

別表第 2

特定相談連携機能強化支援事業

1 補助対象経費	2 補助基準額
1 障害者支援施設等に入所又は精神科病院等に入院している障がい者等について、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者を対象に、次の取組を実施する上で必要な経費とする。ただし、上記費用のうち、その他の補助金等の対象経費となるものは除く。 (1) 障害者支援施設等に入所中の障がい者等に対して、地域移行に向けた調整を具体的に実施する場合 (2) 精神科病院等に入院中の障がい者等の退院及び地域移行に向けた調整を具体的に実施する場合 2 前項の取組を実施する際には、次の事項に配慮しなければならない。 (1) 障がい者等の心身の状況や置かれている状況及びサービス利用に関する本人意向の把握 (2) サービスの利用に関する施設や親族との調整 (3) 施設の退所や精神科病院の退院等に伴うサービス利用に関する調整	利用者 1 人当たり 12,000 円／月 (ただし、法の地域移行支援に関するサービスの初回報酬算定月以降を除き、4 か月間を限度とする。)

別表第 3

一般相談連携機能強化支援事業

1 補助対象経費	2 補助基準額
1 障害者支援施設等に入所又は精神科病	利用者 1 人当たり 12,000 円／月

院等に入院している障がい者等について、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者を対象に、次の取組を実施する上で必要な経費とする。ただし、上記費用のうち、その他の補助金等の対象経費となるものは除く。 (1) 障害者支援施設等に入所中の障がい者等に対して、地域移行に向けた調整を具体的に実施する場合 (2) 精神科病院等に入院中の障がい者等の退院及び地域移行に向けた調整を具体的に実施する場合 2 前項の取組を実施する際には、次の事項に配慮しなければならない。 (1) 障がい者等の心身の状況や置かれている状況及びサービス利用に関する本人意向の把握 (2) サービスの利用に関する施設や親族との調整 (3) 施設の退所や精神科病院の退院等に伴うサービス利用に関する調整	(ただし、法の地域移行支援に関するサービスの初回報酬算定月以降を除き、4か月間を限度とする。)
---	--

年 月 日

渋谷区長 殿

法人名
所在地
代表者名

渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額調書（付属様式1－1）
- (2) 実施計画書（特定連携機能強化支援事業）（付属様式1－2）
- (3) 実施計画書（一般相談連携機能強化支援事業）（付属様式1－3）
- (4) 特定相談支援事業所又は一般相談支援事業所を申請者が運営していることが確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

担当者名 _____
連絡先 (TEL) _____
(Fax) _____

第 号
年 月 日

法人名

所在地

代表者名

殿

渋谷区長



渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 予定利用月数 延べ か月

年 月 日

渋谷区長 殿

法人名
所在地
代表者名

渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定があった標記補助金について、下記のとおり変更交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額 金 _____ 円

2 既交付決定額 金 _____ 円

3 変更申請の理由

4 添付書類

- (1) 所要額調書（付属様式3-1）
- (2) 実施計画書（特定連携機能強化支援事業）（付属様式3-2）
- (3) 実施計画書（一般相談連携機能強化支援事業）（付属様式3-3）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

担当者名 _____
連絡先 (Tel) _____
(Fax) _____

第 号
年 月 日

法人名
所在地
代表者名 殿

渋谷区長 

渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 予定利用月数 延べ _____ か月

年 月 日

渋谷区長 殿

法人名
所在地
代表者名

渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった渋谷区特定相談・一般
相談連携機能強化支援事業補助金について、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告し
ます。

記

1 実績額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 実施額調書（付属様式6－1）
- (2) 実施報告書（特定連携機能強化支援事業）（付属様式5－2）
- (3) 実施報告書（一般相談連携機能強化支援事業）（付属様式5－3）
- (4) 事業実績報告書（内訳表）（付属様式5－4）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

担当者名 _____
連絡先 (Tel) _____
(Fax) _____

第 号
年 月 日

法人名
所在地
代表者名 殿

渋谷区長 印

渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金について、年 月 日付で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

年 月 日

渋谷区長 殿

法人名
所在地
代表者名 印

渋谷区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金額の確定を受けた渋谷区特定相談・
一般相談連携機能強化支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座

振込先 金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合		本 店 支 店 出張所	
	金融機関コード		支店コード	
振込口座	預金種別	1 普 通 2 当 座	口座番号	
	フリガナ			
	名義人 氏名			